

(案)

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領

制 定 令和4年4月1日付け3畜産第1657号
最終改正 令和7年●月●日付け6畜産第●●号
農林水産省畜産局長通知

※本要領は、令和7年度予算案に基づくものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び補助率等の変更があり得ることにご留意願います。

第1 趣旨

飼料穀物備蓄・流通合理化事業（以下「本事業」という。）の実施については、飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱（令和7年●月●日付け6畜産第●●号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業は、飼料穀物備蓄のうち飼料穀物備蓄対策及び飼料作物種子備蓄対策並びに飼料流通・製造合理化のうち飼料流通合理化対策及び配合飼料製造合理化対策で構成されるものとし、各対策ごとの細目及び具体的な手続等については、次のとおりとする。

- 1 飼料穀物備蓄のうち飼料穀物備蓄対策
別紙1に定めるとおりとする。
- 2 飼料穀物備蓄のうち飼料作物種子備蓄対策
別紙2に定めるとおりとする。
- 3 飼料流通・製造合理化のうち飼料流通合理化対策
別紙3に定めるとおりとする。
- 4 飼料流通・製造合理化のうち配合飼料製造合理化対策
別紙4に定めるとおりとする。

第3 指導

農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、補助事業者が事業実施計画に基づいて本事業を実施することができないおそれがあると認めた場合は、当該補助事業者に対し、本事業の履行について指導することができる。

第4 補助の対象

要綱第29の畜産局長が別に定める補助の対象となる経費は、別表に掲げるもののほか、別紙1、2、3及び4に定めるとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額等が確認できるもののみとする。

第5 不正行為に対する措置

畜産局長は、補助事業者が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、補助事業者に対し、当該不正又はその疑いの行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第6 その他

畜産局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、補助事業者に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27生産第1991号農林水産省生産局長通知。以下「旧実施要領」という。）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の旧実施要領の規定に基づき実施している事業に対する旧実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年3月●日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

別表

補助対象経費について

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかつた場合は原則3社以上の見積もりによる随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。） ・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3万円未満のものに限る。）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
	システム導入・開発費	本事業を実施するために直接必要なシステムの導入・開発の経費	・別紙3の事業に係るものに限る。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業者に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを見らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（補助事業者が協議会またはコンソーシアムの場合、構成員を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

1 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて算定するものとする。

- 2 上記の経費であっても、次の場合にあっては認めないものとする。
1. 本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 2. 補助事業の有無にかかわらず、補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルを行った場合

(案)

(別紙1)

飼料穀物備蓄対策

第1 定義

- 1 この要領において「備蓄用飼料穀物」とは、要綱第4第1号に規定する飼料穀物のうち、備蓄を目的として補助事業者が保管するものをいう。
- 2 この要領において「備蓄台帳」とは、補助事業者が、備蓄用飼料穀物の備蓄場所及び備蓄数量を把握するために整備する日報をいう。
- 3 この要領において「備蓄計画数量」とは、補助事業者が、不測の事態の発生時における事業の継続のため、飼料穀物の品目ごと及び地域ごとに事業実施計画に記載する数量をいう。
- 4 この要領において「供給不足地域」とは、輸出国の凶作等による国際供給力の激変、港湾ストライキ、国内における災害等不測の事態の発生により配合飼料の供給が困難となり、畜産経営への悪影響が現に生じ、又は生じるおそれがある地域をいう。

第2 事業の内容等

次の各号に掲げる事業の補助事業者は、毎年度、畜産局長が別に定める公募要領に基づき、事業の種類ごとに、事業に応募した者の中から選定したものとする。

(1) 飼料穀物備蓄支援事業

配合飼料製造業者等が、不測の事態に備えて策定する事業継続計画に基づき、飼料穀物を通常保有する在庫以上に備蓄する場合において、当該飼料穀物の備蓄に係る費用の一部を助成する。

(2) 配合飼料緊急運搬事業

配合飼料製造業者等が、不測の事態により配合飼料の供給が困難となつた地域に対し、緊急に配合飼料を輸送する費用及び畜産農家までの運送のための詰替え等に要した掛かり増し費用の一部を助成する。

(3) 配合飼料安定供給連携支援事業

不測の事態における配合飼料の円滑な供給を図るため、関係者間の連携体制の強化に向けた検討会の開催、原料の利用・配合飼料の生産状況の調査、事業者の事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会、優良事例調査等のための費用を支援する。

(4) 輸入先国多様化検討支援事業

飼料穀物の安定供給を確保するため、飼料会社、サイロ会社、畜産関係団体、民間企業等による海外の供給力等に関する検討会開催、輸出余力のある生産国の現地調査、飼料原料としての安全性、適性品質の試験、調査等の取組を支援する。

第3 交付の対象となる期間

補助金交付の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から3月31日までとする。

第4 補助事業者の要件

要綱別表の補助事業者欄の規定により畜産局長が別に定める要件は、事業種類ごとに次に掲げるとおりとする。

(1) 飼料穀物備蓄支援事業

要綱第1の配合飼料製造業者等であって、要綱第6第1項の規定に基づき事業実施計画を策定し、不測の事態の発生の際、当該計画に基づき畜産を営む者への配合飼料の安定供給を行うもの。

(2) 配合飼料緊急運搬事業

(1) の事業を実施する補助事業者であること。

(3) 配合飼料安定供給連携支援事業

配合飼料製造業者等及びその関係者で構成される団体（以下「団体」という。）で、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

ア 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に係る規約・規定（以下「規約等」という。）が定められていること。

(ア) 団体の代表者及び意思決定の方法

(イ) 事務・会計の処理方法及びその責任者

(ウ) 財産管理の方法

(エ) 内部監査の方法等を明確にした団体の運営

(オ) (ア) から (エ) までのほか、団体の運営に関する必要な事項

イ 規約等において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) 輸入先国多様化検討支援事業

補助事業者は要綱別表のとおりとし、要綱別表の補助事業者欄に規定する畜産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 協議会

(3) の事業を実施する補助事業者であること。

イ 法人格を有しない団体で、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

(ア) 主たる事務所の定めがあること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

(エ) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

要綱第6第1項に定める事業実施計画については、事業種類ごとに下表に掲げる様式により作成するものとする。

事業種類	事業実施計画
(1) 飼料穀物備蓄支援事業 及び配合飼料緊急運搬事業	様式第1号（事業継続計画） 様式第2号（備蓄実施計画） 様式第3号（緊急運搬計画）
(2) 配合飼料安定供給連携支援事業	様式第4号（事業実施計画）
(3) 輸入先国多様化検討支援事業	様式第5号（事業実施計画）

2 事業実施計画の変更

補助事業者が、要綱第15の規定に基づき、事業実施計画の変更を行おうとする場合には、1の規定に準じて書類を作成するものとする（事業

実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。)。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、補助事業者は、あらかじめ、畜産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第6号により、畜産局長に提出するものとする。
- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、補助事業者は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、畜産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようとするものとする。

第6 飼料穀物備蓄支援事業

1 備蓄予定場所

- (1) 第5の1の(1)の備蓄実施計画に定める備蓄予定場所は、備蓄用飼料穀物の備蓄数量の確認が可能な、次に掲げる倉庫等とする。
- ア 公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）の利子補給を受けて、機構が所有する飼料用とうもろこし及びこうりやんを保管することを目的として建設されたサイロであって、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）を超過していないもの（以下「指定サイロ」という。）
- イ 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づき国土交通大臣に登録を行った者が保有する倉庫のうち、指定サイロ以外のもの（以下「営業サイロ等」という。）
- ウ 補助事業者又は補助事業者の構成員（以下「補助事業者等」という。）が所有するサイロ、原料タンク等であって、測尺により実在庫数量を確認できるもの（以下「自社サイロ等」という。）
- (2) 補助事業者は、指定サイロを備蓄予定場所とするよう努めるものとする。

2 備蓄実績の確認及び報告

(1) 備蓄台帳の整備等

補助事業者等は、備蓄用飼料穀物の備蓄数量を確認できるよう様式第7号又は備蓄数量が確認できるものとして畜産局長が認める様式により、備蓄台帳を整備するものとする。

(2) 備蓄数量報告

補助事業者は、毎月末の備蓄数量を備蓄実施報告（様式第8号）に取りまとめ、翌月の15日（ただし、3月分にあっては4月10日。）まで

(当該期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その直前の開庁日までとする。以下同じ。)に、畜産局長に提出する。

3 保管経費の請求・支払

(1) 保管経費の請求等

ア 請求金額の算出及び保管経費計算書の作成

補助事業者は、1日から10日までを上期、11日から20日までを中期、21日から月末までを下期として、次の算式により請求金額を算出し、保管経費計算書（様式第9号）を作成する。

また、補助対象数量は、品目ごとに備蓄計画数量を超えない数量とし、各品目の備蓄数量が備蓄計画数量を下回る場合は、備蓄数量を補助対象数量とする。

なお、特に効率的な輸入が可能であって、防災機能を有することにより災害時における早期の復旧が期待される港湾における備蓄を促進する観点から、別表1に定める拠点・防災備蓄分の保管費については、補助率1／3、拠点・防災備蓄分以外の通常備蓄分の保管費については、補助率5／17とする。

$$\begin{aligned} \text{請求金額} = & \text{通常備蓄分補助額 (①)} + \text{拠点・防災備蓄分補助額 (②)} \\ & + \text{金利相当補助額 (③)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} ① \text{ 通常備蓄分補助額} = & (\text{補助対象数量 (A)} \times P_1 \times 5/17) + \\ & (\text{補助対象数量 (B)} \times P_1 \times 5/17) + \\ & (\text{補助対象数量 (C)} \times P_1 \times 5/17) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} ② \text{ 拠点・防災備蓄分補助額} = & (\text{補助対象数量 (A)} \times P_1 \times 1/3) + \\ & (\text{補助対象数量 (B)} \times P_1 \times 1/3) + \\ & (\text{補助対象数量 (C)} \times P_1 \times 1/3) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} ③ \text{ 金利相当補助額} = & (\text{補助対象数量 (A)} \times P_2) + \\ & (\text{補助対象数量 (B)} \times P_2) + \\ & (\text{補助対象数量 (C)} \times P_2) \end{aligned}$$

補助対象数量 (A) : 各月1日の補助対象数量

補助対象数量 (B) : 各月11日の補助対象数量

補助対象数量 (C) : 各月21日の補助対象数量

P₁ : 要綱第6又は第15の規定に基づき、作成又は変更した事業実施計画に記載された保管料単価※をP₁に当てはめて算定する。

※ 国が支払う備蓄用飼料穀物に係る保管料単価は、級地別、品目別で加重平均した平均単価が別表2の品目別基準単価を超えないものとする。ただし、第5の1の規定に基づく事業継続計画上、その場所での保管が不可欠であると畜産局長が認める場合には、この限りではない。

また、保管料が設定されていない自社サイロ等については、本事業の実施により生ずるもののが明確に区分できる経費で、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる光熱費、保守管理費等を補助対象とする。

P 2 : 要綱別表の 2 の (1) の①のアの事業の補助率欄の規定により畜産局長が別に定める相当額は、別表 3 のとおりとし、該当する単価を P 2 に当てはめて算定する。

イ 備蓄予定場所が複数存在する場合の請求金額の算出

備蓄予定場所が複数存在する場合の請求金額は、次のとおり、場所ごとに補助対象数量を設定（場所ごとの補助対象数量の合計が、補助事業者の補助対象数量となる。別添「保管経費計算書における保管経費の記入方法」を参照。）し、アの算式によりそれぞれの備蓄予定場所の請求金額を算出した上で、合算する。

(ア) 指定サイロの備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。以下同じ。）が、補助対象数量以上の場合は、補助対象数量全てを指定サイロに割り当てる。なお、指定サイロが複数ある場合には、当該補助対象数量をそれぞれの指定サイロの備蓄数量により按分して、指定サイロごとの補助対象数量を定める。

(イ) 指定サイロの備蓄数量が、補助対象数量未満である場合は、指定サイロの備蓄数量全てを補助対象数量とする。

この場合、補助対象数量から指定サイロの備蓄数量を控除した量（以下「指定サイロ控除済補助対象数量」という。）が、営業サイロ等の補助対象数量となるよう、次のとおり営業サイロ等ごとの補助対象数量を定める。

a 営業サイロ等の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。以下同じ。）が指定サイロ控除済補助対象数量以上の場合は、指定サイロ控除済補助対象数量を営業サイロ等の補助対象数量とする。なお、営業サイロ等が複数ある場合には、指定サイロ控除済補助対象数量をそれぞれの営業サイロ等の備蓄数量により按分して、営業サイロ等ごとの補助対象数量を定める。

b 営業サイロ等の備蓄数量が指定サイロ控除済補助対象数量未満の場合は、営業サイロ等の備蓄数量全てを補助対象数量とする。

この場合、指定サイロ控除済補助対象数量から営業サイロ等の備蓄数量を控除した量（以下「営業サイロ等控除済補助対象数量」という。）が、自社サイロ等の補助対象数量となるよう、次のとおり自社サイロ等ごとの補助対象数量を定める。

(a) 自社サイロ等の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。以下同じ。）が営業サイロ等控除済補助対象数量以上の場合は、営業サイロ等控除済補助対象数量を自社サイロ等の補助対象数量とする。なお、自社サイロ等が複数ある場合には、営業サイロ等控除済補助対象数量をそれぞれの備蓄数量により按分して、自社サイロごとの補助対象数量を定める。

(b) 自社サイロ等の備蓄数量が営業サイロ等控除済補助対象数量未満の場合は、自社サイロ等の備蓄数量全てを補助対象数量とする。

ウ 複数の品目の飼料穀物を備蓄する場合の請求金額の算出

複数の品目の飼料穀物を備蓄する場合は、品目ごとにア及びイに基づき保管経費を算出した上で、合算する。

エ 保管経費の請求

補助事業者は、要綱第19の規定に基づき、第1四半期から第3四半期までの最終月の翌月15日までに、品目ごとに次に掲げる書類を飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）に添付の上、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）に対し、概算払請求することができる。

また、要綱第20の規定に基づき、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、品目ごとに次に掲げる書類を飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に添付の上、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）に対し、精算払請求するものとする。

- ① 備蓄台帳（写）（2の（2）に基づき報告し、第8の1の（2）のイの規定に基づく確認を受けたものに限る。）
- ② 保管経費計算書（写）（3の（1）に基づき作成したもの）
- ③ 請求書（写）

（2）請求書の審査及び支払

大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）が、3の（1）のエの規定に基づき保管料経費の概算払請求及び精算払請求を受けた場合は、畜産局長が提出された概算払請求書又は実績報告書及び添付された関係書類の内容を審査の上、農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、要綱第6又は第15の規定に基づき作成又は変更した事業実施計画に記載された年間補助対象数量に係る補助金額の範囲内において、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）が支払を行う。

4 備蓄用飼料穀物の活用手続

- （1）補助事業者は、事業継続計画に基づき、備蓄用飼料穀物を活用することにより次のいずれかの事態が生じることが見込まれる場合には、事前に（当該事態が生じることについて知ったのが月末の直前であった等のやむを得ない事情があった場合は、その理由とともに事後速やかに）、備蓄用飼料穀物の活用数量、期間及び活用理由を記載した備蓄活用申請書（様式第10号）を、畜産局長に提出する。
 - ア 備蓄数量の合計が月末に備蓄計画数量の合計より下回る事態
 - イ 備蓄計画上の同一地域の備蓄数量の合計が月末に当該地域の備蓄計画数量の50%（基準数量）を下回る事態
- （2）畜産局長は、（1）の規定により、備蓄活用申請書が提出された場合は、第5の1の（1）の事業継続計画と整合性があるか否かについて審査する。
- （3）畜産局長は、（2）の審査の結果、備蓄活用申請書の内容が適当であると認める場合は、その活用を承認するものとする。
- （4）畜産局長は、補助事業者から備蓄活用申請書の提出がなく、かつ、月末備蓄数量が備蓄計画数量を下回った場合及び（2）の審査の結果、備蓄活用申請書の内容が不適当であると認める場合は、要綱第23の規定に基づき、当該事業実施計画に係る補助金の交付決定の取消しを行い、当該年度に補助事業者に支払った補助金を全額返納するものとする。
- （5）補助事業者は、備蓄活用申請書の承認後、やむを得ない事由により、活用の期間、数量等を変更する必要が生じた場合は、備蓄活用変更申請書（様式第10号）を畜産局長に提出し、畜産局長が備蓄活用申請書の変更が適当であると認めた場合に限り、変更できるものとする。

第7 配合飼料緊急運搬事業

1 事業の実施手続

- (1) 補助事業者は、不測の事態の発生により供給不足地域が生じた場合は、要綱第6の規定に基づき作成した事業実施計画に基づき、配合飼料緊急運搬実施計画（様式第12号）を策定し、畜産局長に提出する。
- (2) 畜産局長は、(1)により提出された配合飼料緊急運搬事業実施計画が第5の1の(1)の事業継続計画及び緊急運搬計画と整合性があるか否かを審査する。
- (3) 畜産局長は、(2)の審査の結果、配合飼料緊急運搬事業実施計画が適当であると認める場合は、承認するものとする。
- (4) 要綱別表の2の(1)の①のイの(ア)のa及びbの事業の補助率欄の規定により畜産局長が別に定める相当定額は、別表4のとおりとする。また、要綱別表の2の(1)の①のイの(ア)のcの事業の補助対象経費は、クレーン等（移動式クレーン、デリック、つり上げ機械を含む。）の借上げに要した掛かり増し経費のうち本事業の対象として明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、要綱別表の2の(1)の①のイの(ア)のcの事業の補助率欄の規定により畜産局長が別に定める上限額は、一日当たり5万円とする。

2 事業の実施

補助事業者は、事業に着手する場合は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、第5の3の(1)に基づき、交付決定前着手届が提出されている場合に限り、交付決定前に着手することができるものとする。なお、この場合、補助事業者は、様式第12号の別添備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の日付及を記載するものとする。

3 事業実施輸送経費の請求・支払

- (1) 補助事業者は、要綱第19の規定に基づき、第1四半期から第3四半期までの最終月の翌月15日までに、配合飼料緊急運搬事業実施状況報告書（様式第12号。以下「実施状況報告書」という。）を概算払請求書に添付の上、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）に対し、概算払請求することができる。

また、要綱第20の規定に基づき、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、実施状況報告書を実績報告書に添付の上、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）に対し、精算払請求するものとする。

- (2) 大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）が(1)の概算払請求及び精算払請求を受けた場合は、畜産局長が提出された概算払請求書又は実績報告書、及び実施状況報告書の内容を審査の上、飼料穀物備蓄支援事業に要すると見込まれる経費との合計が農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、1の(3)の規定により畜産局長の承認を受けた配合飼料緊急運搬実施計画に記載された当該事業に係る補助金額の範囲内において、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）が支払を行う。

第8 配合飼料安定供給連携支援事業

1 事業内容

補助事業者は、不測の事態の発生の際における配合飼料の円滑な供給を図るため、次の事業を行う。

(1) 配合飼料安定供給連絡会議

不測の事態の発生の際における配合飼料の安定供給を図るために必要な情報共有・連携体制構築のため、全国会議及び地域ブロック会議を行う。

(2) 配合飼料生産状況等調査

配合飼料の安定供給を図るために必要な情報を収集するため、次の取組を行う。

ア 配合飼料製造業者等の原料保管及び飼料製造状況の調査を行う。

イ 第6の事業の補助事業者が保管する備蓄用飼料穀物の備蓄数量について、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定に基づき検量事業の許可を受けた者に、四半期に一度及び不測の事態の発生時等備蓄状況の確認が必要と認める場合に、備蓄予定場所の備蓄状況を確認させる。

ウ ア及びイによる調査結果を取りまとめ、畜産局長に報告するとともに、必要に応じ、構成員に調査結果を共有する。

(3) 配合飼料の安定供給に係る優良事例調査

配合飼料の安定供給に向けた検討のために必要となる優良取組事例について、調査を行う。

(4) 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等

事業継続計画に基づく関係者の取組を推進するため、構成員及びその関係者を対象として、事業継続計画に係る専門的知識に関する研修会、事業継続計画を効果的に運用するための模擬演習等を行う。

2 事業の委託

補助事業者は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部を他の民間団体等に委託することができるものとする。

3 補助対象経費

補助対象経費は、要綱別表の経費のうち本事業の対象として明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

第9 輸入先国多様化検討支援事業

1 事業内容

補助事業者は、不測の事態に備えて、飼料穀物の安定的な輸入を確保するため、次の事業を行う。

(1) 海外の供給力等に関する検討会議

現地調査に向けて調査対象国における飼料穀物の生産、輸出、物流インフラ、飼料穀物の安全性に関する規制の状況等の課題の分析を行う。

(2) 現地調査

調査対象国において、以下の項目について必要な調査を行う。

ア 生産される飼料穀物の輸出の可能性及び仕向け先の多様性。

イ 飼料穀物の生産地域から港湾施設までの物流インフラ等の状況。

ウ 不測時に生産を拡大する能力の有無及びその程度。

エ 輸出規制等が講じられた実績の有無及びその内容。

オ 遺伝子組換え農作物や飼料穀物の安全性に関する規制の有無及びその内容。

カ 飼料穀物の輸出に係る現地の公的機関、輸出業者等の民間企業の調査。

キ その他、我が国への輸入に向けて有意義と考えられる項目。

(3) 安全性・適性品質の試験・調査

調査対象国の飼料穀物について、我が国への輸入や国内での流通における安全性及び適性品質を確保するため以下の試験又は調査を行う。

ア 安全性（カビ毒等）の確認。

イ 品質（粒の大小、色目、水分等）が日本の畜産農家等が求めるものと合致するかの検討。

2 事業の委託

補助事業者は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部を他の民間団体等に委託することができるものとする。

3 補助対象経費

補助対象経費は、要綱別の経費のうち本事業の対象として明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

第10 事業実施結果の報告

要綱第20に規定する事業実施結果の報告については、次に掲げるとおり、報告書を事業種類ごとに指定する様式により作成し、畜産局長に提出して行うものとする。

(1) 飼料穀物備蓄支援事業及び配合飼料緊急運搬事業 (様式第14号)

(2) 配合飼料安定供給連携支援事業 (様式第15号)

(3) 輸入先国多様化検討支援事業 (様式第16号)

第11 備蓄用飼料穀物の活用、運搬及び関係者間の連携指示

畜産局長は、不測の事態の発生により、配合飼料の供給が不足する事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、補助事業者が備蓄する備蓄用飼料穀物の活用、備蓄用飼料穀物又は補助事業者が保有する飼料穀物により製造した配合飼料の緊急運搬及び配合飼料の安定供給に向けた関係者間の連携その他必要な措置を指示することができる。

第12 環境負荷低減に向けた取組強化

要綱第30号第2号に規定する環境負荷低減に向けた取組強化については、要綱別記様式第11号の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体向け）により実施するものとする。

第13 その他（全体の備蓄水準）

第2の（1）の事業における全体の備蓄水準については、過去の最大活用実績を考慮した数量（約75万トン）とする。

別表1 抛点・防災備蓄分

要領の別紙1第6の3に規定する抛点・防災備蓄分とは、国際バルク戦略港湾、国際抛点港湾又は重要港湾のうち大型船が入港可能な港湾のうち、飼料穀物の備蓄実績があり、かつ、飼料穀物備蓄支援事業開始時点で飼料穀物の備蓄に資する港湾BCPを策定している次に掲げる港湾における備蓄とする。

区分	港湾名
国際バルク戦略港湾	釧路港、鹿島港、名古屋港、水島港、志布志港
国際抛点港湾	苫小牧港、仙台塩釜港、千葉港、清水港、姫路港、北九州港、博多港
重要港湾	八戸港、鹿児島港

(注) 港湾名は、国土交通省「港湾統計(年報)」による。

別表2 品目別基準単価

備蓄用飼料穀物の保管に係る保管料単価については、級地別、品目別で加重平均した平均単価が、次に掲げる品目別基準単価を超えない範囲を補助対象とする。ただし、平均単価が基準単価を超えてしまう場合であっても、理由・状況等を審査の上、事業継続計画上、当該場所における保管が不可欠であると畜産局長が認めるとときは、該当する保管料については補助対象とする。

	とうもろこし	こうりやん	大麦	小麦	ふすま	大豆油かす
甲1 (円/トン・期)	186.83		185.33	186.60	181.47	212.34
甲2 (円/トン・期)						
乙1 (円/トン・期)	180.10		178.65	179.87	174.93	204.69
乙2 (円/トン・期)	175.61		174.20	175.39	170.57	199.59
丙 (円/トン・期)	171.84		170.46	171.63	166.91	195.31

※級地別の港湾は次のとおり。

甲1：千葉港、名古屋港、神戸港、博多港

甲2：小樽港、仙台塩釜港、北九州港、那覇港、中城湾港

乙1：鹿島港、清水港、三河港、姫路港、水島港

乙2：釧路港、苫小牧港、八戸港、坂出港、佐世保港、鹿児島港

丙：十勝港、釜石港、新潟港、衣浦港、笠岡港、八代港、細島港、志布志港

注：平均単価が基準単価を超える場合には、業務継続計画上、当該場所において保管を行う理由を提出すること（様式自由）。

別表3 品目別金利相当額支援単価

備蓄飼料穀物の買入れ・保管のための資金の借入れに係る金利相当額については、保管数量に次に掲げる支援単価を乗じた額を補助することとする。

品目 支援単価	とうもろこし	こうりやん	大麦	小麦	ふすま	大豆油かす
通常備蓄分 (円/トン・期)	3.05		2.91	3.03	2.54	5.46
拠点・防災備蓄分 (円/トン・期)	3.46		3.30	3.43	2.88	6.19

別表4 配合飼料輸送支援単価

1 要綱別表の2の(1)の①のイの(ア)のaの経費は、輸送量に次に掲げる輸送経路、輸送距離又は傭船期間ごとの単価を乗じた額を補助することとする。

陸路	輸送距離 (km)	20≤100	≤200	≤300	≤400	≤500	≤600	600<
		単価 (円／トン)	800	1,700	2,600	3,500	4,300	5,200
海路	傭船期間 (日)	1≤4	5	6	6<			
	単価 (円／トン)	3,400	3,700	3,900	4,200			

注：陸路における輸送距離20km未満は対象外とし、海路における傭船期間はフェリーへの乗船日を含む。

2 要綱別表の2の(1)の①のイの(ア)のbの経費は、運搬量に次に掲げる単価を乗じた額を補助することとする。

単価 (円／トン)	1,000
-----------	-------

様式第1号（第5関係）

事業継続計画

通常供給を行っている畜産経営等全般に対し、配合飼料の安定供給を行う内容とすること。

枠内に必要事項を記載すること。また、別途、事業継続計画（B C P）を策定している場合には、該当箇所を添付すること。なお、不測の事態に備えた行動計画（タイムライン）等を策定している場合は、参考資料として添付すること。

(1) 緊急事態（リスク）及びその被害想定（工場、港等）

- ※ 想定される緊急事態（リスク）を記載し、リスクごとに生じる被害を記載すること。
- ※ 実際に備蓄を活用することが想定されるリスクを網羅すること。

(2) 緊急時の飼料製造・供給先並びに供給量及び復旧目標時間

※ 緊急時の飼料製造・供給先及び供給量と復旧目標時間を記載すること。
復旧目標時間については、(1) のリスクごとに記載すること。

(3) 平時に取り組む対策

① 施設整備、他社との連携等

※ 配合飼料の安定供給のための平時からの取組、例えば、施設の耐震整備、非常用発電機等の設置等のハード面、同業他社との連携協定（非常時の共同運送及び製造受委託）等のソフト面等について記載すること。

② 飼料穀物備蓄、製品在庫等の確保

※ 飼料穀物の備蓄計画については様式第2号のとおり。
※ 本欄には、副原料、製品在庫の確保等について記載すること。

(4) 緊急時の飼料製造・供給の継続の方策

① BCP発動フローについて

※ (1) のリスクが全て網羅されるよう BCP発動手順等を記載。必要に応じ図示すること。

② 人員の確保

※ 非常時の安否確認、連絡体制等について記載。（1）の被害想定で人員の不足が予想される際には、代替措置についても記載。

③ 設備、原料等の復旧確保

ア 工場等設備の復旧

※ 緊急時の配合飼料製造・供給のために必要な工場等設備について列挙するとともに、想定される緊急事態下において、継続的に稼働又は復旧させるために必要な方策を記載すること。目標時間内の復旧が困難であると見込まれる場合には、代替措置（製造委託等）について記載すること。

イ 原料等の確保（備蓄計画：穀物の活用を含む。）

- ※ 必要な原料等の確保の方策について記載。備蓄穀物の活用、緊急時の飼料設計や銘柄数の変更等についても本欄に記載すること。なお、原料穀物の活用については、様式第2号の備蓄実施計画との整合性について留意すること。
- ※ 緊急輸送での輸送量との整合性を担保する観点から、備蓄外の飼料穀物在庫の活用についても併せて本欄で記載すること。また、MA米を使用する場合の工場の運用（原料の受入れ、加工等）についても記載すること。

ウ 畜産経営への供給（緊急輸送を含む。）

- ※ 畜産農家への飼料供給を行うための輸送手段の確保（代替措置含む。）等について記載すること。なお、国内災害時に実施する被災地への緊急輸送については概要を本欄に記載し、詳細な輸送計画については様式第3号に記載すること。
- ※ 製品在庫の活用についても記載すること。

エ その他（ライフライン、通信手段の確保等）

- ※ 電気、燃油、水道等のライフライン、電話、e-mail 等の通信手段、製造・供給に必要な電子データのバックアップ等の確保の取組について記載すること。

(5) B C P の運用・管理（教育・訓練）

- ※ B C P 策定・運用体制（責任者）を記載すること。
- ※ B C P の改訂頻度とその手続、B C P に関する社員教育、B C P に関する実地訓練等について記載すること。

様式第2号(第5関係)

備蓄実施計画

【第〇～〇四半期】^{注1}

備蓄予定地域 (ブロック) ^{注2}	備蓄予定 港湾 ^{注3}	備蓄 品目	備蓄 数量 (トン)	備蓄 予定 場所 ^{注4}	備蓄予定場所リスト			(参考)隣接配合飼料 工場			備 考 ^{注6}	
					注5	名 称	所 在 地	名称	所 在 地	生産量 (トン/ 月)		
合計												
計												

注1 各四半期での備蓄実施計画の変更を予定している場合は、各期ごとに本様式を作成し、期間を明示すること。

注2 備蓄予定地域(ブロック)は、備蓄予定港湾の所属する都道府県毎に以下のとおり分類すること。

北海道:北海道

東北:青森、岩手、宮城

関東:茨城、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、長野

関西・中部:岐阜、愛知、大阪、三重、奈良、兵庫

中国・四国:岡山、香川

九州:福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

注3 港湾名等を記載すること。

注4 備蓄予定場所リスト中の番号を記載すること。

注5 ブロック毎に指定サイロ、その他営業サイロ等、自社サイロ等の順で記載すること。

注6 拠点・防災備蓄分の場合は、備考欄にその旨記載すること。

備蓄予定場所及び所要額

【第○～○四半期】^{注1}

備蓄予定地域 (ブロック)	備蓄予定港湾	備蓄予定場所	備蓄品目	級地	備蓄数量 (トン) ①	保管料 単価 (円／トン・期) ② ^{注2}	利子相 当額单 価 (円／ト ン・期) ③	1期当たり所要額(円) ^{注3}		所要 額 (円) (④+⑤ +⑥)× 期数 ^{注5}	備考				
								通常備 蓄分保 管料 (①×② ×5/17) ④	拠点・防 災備蓄 分 保管料 ^{注 4} (①×② ×1/3) ⑤						
合計				計											

品目別・級地別保管料単価^{注6}

品目				
級地				
平均単 価				

注1:各四半期での備蓄実施計画の変更を予定している場合は、各期ごとに本様式を作成し期間を明示すること。

注2:保管料の発生しない工場併設サイロ等の保管経費については、別紙で計算書を添付すること。

注3:小数点以下の端数は切り捨てとすること。

注4:拠点・防災備蓄分は、⑤欄に計上し、備考欄にその旨記載すること。

注5:1年を36期(四半期は9期)とすること。

注6:平均単価の欄には、加重平均した保管料(保管料の発生する場所のみを計上)を記入すること。なお、当該欄の保管料は別に定める基準単価を超えないこと。

様式第3号(第5関係)

緊急運搬計画

(1)配合飼料の輸送

想定される事象	被災工場等所在地	被災工場生産量(トン／月)	飼料配達拠点の所在地	代替生産場所	代替生産場所所在地 (左記に記載がない場合は記入)	輸送距離(km)	輸送支援単価 ^{注1} (円／トン)	輸送量 ^{注2} (トン)	所要額(円)

注1 輸送支援単価は別表4参照。

注2 輸送量の根拠を別紙に記入すること。

(2) 配合飼料の詰替え

農家形態	詰替え形態	詰替えが必要な理由	詰替え運送予定日数(日)	運送予定数量①(トン)	助成単価②(円/トン)	小計①×②(円)
合計						

注：トン未満は切り捨て。

(3) クレーン等の借上げ

農家形態	クレーン等を利用する理由	借上げ予定日数①(日)	借上げ費用②(円)(上限10万円)	小計(①×②) ③(円)	助成額(補助率1/2以内)③×1/2(円)
合計					

注1：クレーン等には移動式クレーン、デリック、その他つり上げ機械を含む。

注2：補助対象経費は、クレーン等の借上げに要した掛かり増し経費のうち本事業の対象として明確に区分できるもののみとし、一日当たりの借上げ費用は10万円を上限とする。

注3：円未満は切り捨て。

配合飼料安定供給連携支援事業実施計画書

事業実施年度：○○年度

第1 協議会

1 代表者名

所属及び役職	氏名

2 構成員

事務局	団体構成員（名称・所在地）	配合飼料製造者 ①	配合飼料原料を供給する者 ②	その他 ③
○○	○○県○○市	○		
◎ (株)○○	○○県○○市		○	
○○				○

3 事業実施体制

項目	所属機関・部署・職名	氏名	住所	電話番号	備考
申請者 (事業代表者)					
事務局代表者					
会計責任者					

※ 会計責任者の備考欄には、会計に関する知見・知識を記載すること。

第2 事業の実施方針

第3 事業の内容及び計画

1 配合飼料安定供給連絡会議（必須）

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	必要性
取組内容①：全国会議の開催（必須） ○○や××の検討、□□のため、全国会議を開催する。	団体構成員全員	○月～○月	○回	××の検討（○回開催予定）、□□の検討（○回予定予定）・・・を円滑に行うためには、計○回の開催が必要である
取組内容②：地域ブロック会議の開催（必須） ○○や××の検討、□□のため、地域ブロック会議を開催する。				

2 配合飼料生産状況等調査（必須）

取組内容①：配合飼料原料保管状況等調査（必須） 配合飼料製造業者の原料保管状況や飼料製造状況の調査を行う。				
取組内容②：備蓄数量の検量（必須） 飼料穀物備蓄支援事業の補助事業者等が保管する備蓄飼料穀物の備蓄数量を検量により確認する。				

3 配合飼料の安定供給に係る優良事例調査

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	必要性
取組内容① :				
取組内容② :				

4 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	必要性
取組内容① :				
取組内容② :				

5 実施スケジュール ※別表により作成すること。

第4 経費

1 経費の配分及び負担区分（該当する区分のみ記入）

単位：額（千円）

区分	事業費	うち国庫補助金	うち団体費	うちその他	備考
1 配合飼料安定供給連絡会議					
2 配合飼料生産状況等調査					
3 配合飼料の安定供給に係る優良事例調査					
4 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等					
合計 (1 + 2 + 3 + 4)					

※ 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「除税額○○千円、うち国費○○千円」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 事業完了（予定）年月日 ○年○月○日

3 算出の基礎

(1) 収入の部

単位：額（千円）

区分	予算額（又は積算額）	備考
国庫補助金（A）		
協議会費（B）		
うち(株)××		
うち○○		
その他（C）		

合計 ((A) + (B) + (C))		
--------------------------	--	--

(2) 支出の部

単位：額（千円）

区分	要領の別表に掲げる経費の費目	予算額	備考
1 配合飼料安定供給連絡会議 (小計)			
2 配合飼料生産状況等調査 (小計)			
3 配合飼料の安定供給に係る優良事例調査 (小計)			
4 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等 (小計)			
合計			

※ 費目ごとに記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。

第5 その他

事業実施計画書には、次の資料を添付すること。

- 1 経費の使用に関する規程（案など）及び参考資料
- 2 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
- 3 その他畜産局長が特に必要と認めるもの

別表

事業実施スケジュール

輸入先国多様化検討支援事業実施計画

1 事業の概要

（事業目的）

例：●●における飼料穀物（●●）の商業ベースでの輸出の状況及び仕向け先の多様性等の調査等を行い、我が国の輸入先としての可能性について検討を行う。

（調査対象国）

（事業の概要）

- ・実施を予定している、海外の供給力等に関する検討会議、現地調査、調査対象飼料穀物の安全性、適性品質の試験・調査等の概要を記載してください。

（現地調査での調査予定項目）

不測の事態に備えて、飼料穀物の安定的な輸入を確保するため、調査対象国において、以下の項目について必要な調査を行う。

- ・生産される飼料穀物の輸出の可能性及び仕向け先の多様性。
- ・飼料穀物の生産地域から港湾施設までの物流インフラ等の状況。
- ・不測時に生産を拡大する能力の有無及びその程度。
- ・輸出規制等が講じられた実績の有無及びその内容。
- ・遺伝子組換え農作物や飼料穀物の安全性に関する規制の有無及びその内容。
- ・飼料穀物の輸出に係る現地の公的機関、輸出業者等の民間企業の調査。
- ・その他、我が国への輸入に向けて有意義と考えられる項目。

2 事業の実施方法

- ・事業の実施方法を具体的に記載してください。

3 事業の実施体制

- ・事業実施体制を図示してください。
- ・連携又は委託を行う事業者がある場合、その名称及び業務分担の概要についても記載してください。

4 事業の実施スケジュール

- ・海外の供給力等に関する検討会議、現地調査、調査対象飼料穀物の安全性、適性品質の試験・調査ごとに実施スケジュールを記載してください。
- ・事業の完了予定年月日（西暦年〇〇月〇〇日）も記載してください。

5 事業の目標、成果

- ・今回の調査事業によって得られた結果を基に、不測の事態の場合も含め、事業実施主体が、我が国への輸入に向けて行う取組についての考え方を記載してください。

様式第6号（第5関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名 称
代表者氏名

〇〇年度飼料穀物備蓄対策交付決定前着手届

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和4年4月1日付け3畜産第1657号農林水産省畜産局長通知）の別紙1第5の3の規定に基づき、事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着手したいので届出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業費	着手予定期 年月日	完了予定期 年月日	理由

様式第7号(第6関係)

補助事業者名

飼料穀物備蓄台帳(日別)

品名

保管場所

年 月

保管場所種別

日	繰 越	受 入	払 出	在 庫	日	繰 越	受 入	払 出	在 庫
1	注2				17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21	注2			
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11	注2				27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				注1
16									

確認者記入欄

所 属 :

年 月 日

氏 名 :

注1:月末在庫量を黒枠で囲むこと。各月分備蓄実績報告書に転記。

注2:繰越在庫について経費計算書に転記。

注3:何月のものかわかるよう記載すること。

様式第8号(第6関係)

番 号
年 月 日

年 月分 備蓄実施報告

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名称
代表者氏名

次の通り、 年 月末の備蓄飼料穀物の数量を報告する。

備蓄ブロック	備蓄地域 (港湾名)	備蓄品目	備蓄数量 (トン)	計画数量 (トン)	基準数量 注1 (トン)
		計			
		計			
	計				
合計					
総計					

注 1 : 基準数量 = 計画数量 × 1/2 とする。

様式第9号(第6関係)

年 月分 保管経費計算書

【品目：】

【備蓄計画数量:】

補助事業者名：

下期	保管料	指定サイロ								
		小計	-							
		営業サイロ等	-							
			-							
		小計	-							
		自社サイロ等 ^{注5}	-							
			-							
		小計	-							
		計				(X) ^{注6}				
利子相当額			通常備蓄分							
			拠点・防災備蓄分							
下期計										
							月分助成額等			
							第〇四半期助成額等 ^{注7}			

- 注 1: ⑦、⑧、⑨及び⑩欄は、小数点以下の端数を切り捨てること。
- 注 2: 算入率の計算は要領の別添「保管経費計算書における保管経費の記入方法」を参考とし、小数点第3位を四捨五入すること。
- 注 3: 保管料単価に関わらない値引き等があった場合、控除額欄に計上すること。
- 注 4: 保管料の補助率は、通常備蓄分を「5／17」、拠点・防災備蓄分を「1／3」とし、利子相当額の補助率は、「1」とすること。
- 注 5: 自社サイロ等の保管料を請求する場合は備蓄実施計画に準じて別途算定根拠を添付すること。
- 注 6: (X)は備蓄数量の計が備蓄計画数量より多い場合は別添の方法により算出し、備蓄数量の計が備蓄計画数量より少ない場合はその備蓄数量とすること。また、(X)が保管場所種別の合計と一致しない場合は、一致するまで保管場所種別・保管場所毎に小数点以下の大きい(又は小さい)順に1を加え(又は減じ)ること。
- 注 7: 各四半期最終月(6、9、12、3月)に記入すること。

様式第 10 号（第 6 関係）

番号
年月日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名称
代表者氏名

〇〇年度飼料穀物備蓄支援事業における備蓄活用申請書

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号農林水産省畜産局長通知）の別紙 1 第 6 の 4 の（1）の規定に基づき、次のとおり申請する。

1. 活用数量・期間

数量（トン）	期間

2. 活用理由

(事業継続計画に記載した該当内容)

（注）活用理由が客観的に分かる資料及び別添備蓄回復計画書を添付すること。

様式第10号別添（第6
関係）

備蓄回復計画書

補助事業者名：

備蓄計画数量：

(単位:トン)

プロ ック	港 湾	備蓄予定 場所	活用期間											
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
合計														

注 1) 活用期間中の備蓄数量については、備蓄予定場所ごとに増減の可能性があるため、全体の備蓄数量が把握できるよう全ての備蓄予定場所の備蓄数量を日ごとに計画してください。

注 2) 備蓄計画数量が回復する日を赤枠で強調してください。

注 3) 活用期間については、必要に応じて日数を増減のうえ、実際の月日を記入してください。

注 4) 備蓄予定場所については、必要に応じて増減してください。

注 5) 本資料は、備蓄活用申請書に添付してください。

様式第 11 号（第 6 関係）

番号
年月日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名称
代表者氏名

○○年度飼料穀物備蓄支援事業における備蓄活用申請書の変更申請について

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号農林水産省畜産局長通知）の別紙 1 第 6 の 4 の（5）の規定に基づき、○年○月○日に申請した備蓄活用申請書について、次のとおり変更申請する。

1. 活用数量・期間

数量（トン）		期間	
変更前	変更後	変更前	変更後

2. 変更理由

（注）変更理由が客観的に分かる資料及び別添備蓄回復計画書を添付すること。

様式第11号別添（第6
関係）

備蓄回復計画書

補助事業者名：

備蓄計画数量：

（単位：トン）

プロ ック	港 湾	備蓄予定場 所	活用期間											
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
合計														

注1)活用期間中の備蓄数量については、備蓄予定場所ごとに増減の可能性があるため、全体の備蓄数量が把握できるよう全ての備蓄予定場所の備蓄数量を日ごとに計画してください。

注2)備蓄計画数量が回復する日を赤枠で強調してください。

注3)活用期間については、必要に応じて日数を増減のうえ、実際の月日を記入してください。

注4)備蓄予定場所については、必要に応じて増減してください。

注5)本資料は、備蓄活用申請書に添付してください。

様式第 12 号（第 7 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名称
代表者氏名

○○年度配合飼料緊急運搬事業実施計画(変更)の承認申請について

○年度において、配合飼料緊急運搬事業を実施したいので、飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号農林水産省畜産局長通知)の別紙 1 第 7 の 1 の (1) の規定に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請する。

(注 1) 関係書類として、別添及び緊急運搬を要する状況が分かる資料を添付すること。

(注 2) 変更の場合は、変更の理由を記載すること。

別添

配合飼料緊急運搬事業実施計画

1 実施内容

○○により、○○工場から供給していた配合飼料○○トンの供給困難が見込まれるため、以下のとおり配合飼料の緊急運搬を実施する。

2 配合飼料の緊急輸送必要量

供給元		緊急輸送必要量 (トン)	供給先 (配送基地等) (住所)	輸送距離 (又は傭船期間) (km 又は日)
配合飼料工場	本年○～○月生産見込み量 (トン)			
○○工場				
△△工場				
合 計				

(注) 1. 配合飼料工場には、自社工場、委託工場の名称を記入すること。

2. 委託工場の場合、自社委託に係る数量を記入すること。

3 輸送計画

供給元 配合飼料工場 名等 (住所)	供給先 配送基地名等 (住所)	輸送距離 (又 は傭船期間) (km 又は日)	輸送予定 数量 (トン) ②	支援単価 (円/ト ン) ③	小計 ②×③(円)	備考
		①				
合計						

注1：「配送基地等」とは、次の(1)及び(2)とする。

(1) 供給不足地域において、飼料配送の拠点となる飼料保管倉庫等。

(2) 供給不足地域以外の地域から配合飼料を輸送するため、供給不足地域の畜産農家を車両により巡回する場合は、最初の荷降ろしを行ったところ。

注2：支援単価については、①から「2 配合飼料の緊急輸送必要量」の輸送距離を差し引いた増加分に対し、別表4により算出する。

注3：「輸送予定数量」については、トン未満は切り捨て。

4 紙袋、フレコンバッグへの詰替え計画

運送先 畜産農家名等 (住所)	詰替え形態・詰替えが必要な理由	詰替え運送予定日数(日)	運送予定数量 ①(トン)	助成単価 ②(円/トン)	小計 ①×②(円)
合計					

注：トン未満は切り捨て。

5 クレーン等借上げ計画

利用場所 (住所)	クレーン等を利用する理由	借上げ予定日数 ①(日)	借上げ費用 ②(円) (上限 10 万円)	小計 ③ ①×②(円)	助成額 (補助率 1/2 以内) ③×1/2(円)
合計					

注1：クレーン等には移動式クレーン、デリック、その他つり上げ機械を含む。

注2：補助対象額は、クレーン等の借上げに要した掛かり増し経費のうち本事業の対象として明確に区分できるもののみとし、一日当たりの借上げ費用は10万円を上限とする。

注3：「借上げ費用」欄については、円未満は切り捨て。

※備考

事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する場合は、下記欄に事業着手年月日及び交付決定前着手届の日付を記載すること。

事業着手年月日	年　月　日
交付決定前着手届の提出日	年　月　日

様式第 13 号（第 7 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名称
代表者氏名

〇〇年度配合飼料緊急運搬事業実施状況報告書

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号農林水産省畜産局長通知）の別紙 1 第 7 の 3 の（1）の規定に基づき、事業実施状況報告書について、別添のとおり報告する。

別添

1 実施内容

○○により、○○工場から供給していた配合飼料○○トンが供給困難となつたため、以下のとおり配合飼料の緊急運搬を実施した。

2 配合飼料の緊急輸送実績量

供給元	緊急輸送必要量 (トン)	供給先 (配送基地等) (住所)	輸送距離 (又は傭船期間) (km 又は日)
配合飼料工場 ○○工場			
△△工場			
合 計			

- (注) 1. 配合飼料工場には、自社工場、委託工場の名称を記入すること。
2. 委託工場の場合、自社委託に係る数量を記入すること。

3 輸送実績

供給元 (配合飼料工場名等)	供給先 (配送基地名等)	輸送距離 (又は傭船期間) (km 又は日) ①	輸送数量 (トン) ②	支援単価 (円/トン) ③	小計 ②×③ (円)	備考
合計						

注1： 支援単価については、①から「2 配合飼料の緊急輸送必要量」の輸送距離を差し引いた増加分に対し、別表4により算出する。

注2： 「輸送数量」については、トン未満は切り捨て。

注3： 出荷元から到着地まで輸送した距離、数量及び金額が分かる証拠書類を併せて提出すること。

4 紙袋、フレコンバックへの詰替え実績

運送先 畜産農家名等 (住所)	詰替え形態・詰替えが必要 となった理由	詰替え運送 日数(日)	運送数量 ①(トン)	助成単価 ②(円/ト ン)	小計 ①×② (円)
合計					

注1：「運送数量」については、トン未満は切り捨て。

注2：詰替えた数量及び農家等まで運送したことが分かる証拠書類を併せて提出すること。

5 クレーン等借上げ実績

利用場所 (住所)	クレーン等を利用 した理由	借上げ日数 ①(日)	借上げ費用 ②(円) (上限10万 円)	小計 ③ ①×② (円)	補助対象額 (補助率1/2以内) ③×1/2(円)
合計					

注1：クレーン等には移動式クレーン、デリック、その他つり上げ機械を含む。

注2：「借上げ費用」については、円未満は切り捨て。

注3：補助対象額は、クレーン等の借上げに要した掛かり増し経費のうち本事業の対象として明確に区分できるもののみとし、一日当たりの借上げ費用は10万円を上限とする。

注4：クレーン等を借上げたことが分かる証拠書類を併せて提出すること。

様式第 14 号（第 10 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名 称
代表者氏名

○○年度飼料穀物備蓄支援事業及び配合飼料緊急運搬事業の実施結果報告

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号農林水産省畜産局長通知）の別紙 1 第 10 の規定に基づき、事業実施結果を以下のとおり報告する。

1 - 1. 年間備蓄実績（トン）

	品目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
期														
末														
在														
庫														

1 - 2. 備蓄活用実績

--

2. 緊急輸送実績

輸送ルート	○○～○○ (陸路・海路)
実施時期	○年○月○日
輸送量	トン

3. 事業継続計画に係る取組実績

記載例) ○月○日 防災訓練の実施 ○月○日 ○○に関する社員研修の実施 ○月○日 BCPに基づくシミュレーション演習の実施 ○月○日 近隣関係企業とのミーティングの実施

※事業継続計画の改訂、社員教育、実地訓練等の取組について記載

様式第 15 号（第 10 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名 称
代表者氏名

○○年度配合飼料安定供給連携支援事業の実施結果報告

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号農林水産省畜産局長通知）の別紙 1 第 10 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 実施結果報告を行う場合は、関係書類として、別添の推進事業実施状況報告書を添付すること。

配合飼料安定供給連携支援事業実施結果報告書

事業実施年度：○○年度

事業実施状況（「取組内容」には、配合飼料安定供給連携支援事業実施計画第3に記載した取組及び追加で行った取組の実施状況を記載すること。）

1 配合飼料安定供給連絡会議（必須）

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	備考・具体的な内容
取組内容①：全国会議の開催（必須） ○○や××の検討、□□のため、全国会議を開催した。	団体構成員全員	○月～○月	○回	
取組内容②：地域ブロック会議の開催（必須） ○○や××の検討、□□のため、地域ブロック会議を開催した。				

2 配合飼料生産状況等調査（必須）

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	備考・具体的な内容
取組内容①：配合飼料原料保管状況等調査（必須） 配合飼料製造業者の原料保管状況や飼料製造状況の調査を実施した。				
取組内容②：備蓄数量の検量（必須）				

飼料穀物備蓄支援事業の補助事業者等が保管する備蓄飼料穀物の備蓄数量を検量により確認した。				

3 配合飼料等の安定供給に係る優良事例調査

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	備考・具体的な内容
取組内容① :				
取組内容② :				

4 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	備考・具体的な内容
取組内容① :				

取組内容② :				

様式第 16 号（第 10 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名 称
代表者氏名

○○年度輸入先国多様化検討支援事業の実施結果報告

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号農林水産省畜産局長通知）の別紙 1 第 10 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 実施結果報告を行う場合は、関係書類として、別添の推進事業実施状況報告書を添付すること。

輸入先国多様化検討支援事業実施結果報告書

1 事業の概要

(事業目的)

(調査実施国)

(事業実施概要)

(現地調査での調査実施項目)

2 事業の実施結果

- ・調査実施項目の調査結果及び今回の調査結果を基に、不測の事態の場合も含め、事業実施主体が、我が国への輸入に向けて行う具体的な取組について記載してください。（国からの要請への対応等）
- ・現地調査国の飼料穀物について、試験又は調査の結果、我が国への輸入や国内での流通における安全性及び適性品質が具体的にどのように確保されているか記載してください。また、確保されていない場合は、その原因及び対応策について記載してください。（輸入が具体化された際に、安全性等の問題で輸入手続きに支障を生じさせないため。）
- ・調査の過程で得られた飼料穀物の輸出に係る現地の公的機関、輸出業者等の民間企業に関する情報を記載してください。

保管経費計算書における保管経費の記入方法

